

中小企業等事業再構築促進事業に対する上乗せ支援

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために県内中小企業が国の「中小企業等事業再構築促進事業（一般枠）」を活用して行う新分野展開、業態転換、事業再編等の取組に対して、県が1/12を上乗せ支援することにより、企業の負担を1/3から1/4に軽減し、これらの取組を通じた企業規模の拡大等を後押しします。

◆県の上乗せ補助の対象となる国の事業（中小企業等事業再構築促進事業）

補助要件等（※）	<p>県内中小企業が以下の条件を満たし、通常枠での採択及び交付決定を受けること。</p> <p>①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。</p> <p>③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。</p>
補助率（上限額）	<u>2/3（6,000万円）</u>

（※）中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。また同事業で補助対象としている中小企業の卒業枠、中堅企業の補助枠については、県の上乗せ支援の対象としておりません。

◆県の上乗せ支援（中小企業等事業再構築促進事業費補助）

補助要件	<p>上記通常枠に採択された県内中小企業の取組が以下の県が推進する戦略等に基づく支援重点分野に該当すること</p> <p>①エネルギー関連産業②農工ベストミックス型産業、③医療・健康福祉関連産業 ④次世代環境自動車関連産業、⑤知的財産を活用した企業経営に取り組む企業、 ⑥外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業、⑦観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業</p>
補助率（上限額）	<u>1/12（750万円）</u>

国
補助率 2/3
上限 6000 万円



県
補助率 1/12
上限 750 万円



実質的
補助率 3/4
（事業者負担 1/4）

◆申請の流れ

県の上乗せ支援は、国事業を完了し、補助金の確定通知を受領した後に、県へ申請いただくものです。

①国へ申請、事業採択→②県へ予備申請→③事業完了、国へ実績報告→④国の補助金確定→⑤県へ本申請。

◆問い合わせ・申請先

県要綱、申請書様式及び添付書類等については、後日下記の県ホームページに掲載する予定です。

青森県 商工労働部 地域産業課 TEL：017-734-9373

【URL】<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chikisangyo/>

※国補助金申請に当たっての事業計画の策定支援等については、21あおもり産業総合支援センターや地域の商工会・商工会議所にご相談ください。